

箱根ジオパークマスコットキャラクター「はこじ郎」の着ぐるみの 使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、箱根ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という。）が所有する箱根ジオパークマスコットキャラクター「はこじ郎」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の使用に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 着ぐるみの貸し出し（以下「貸し出し」という。）は、協議会の事業運営に支障のない場合に限り行うものとする。

2 貸し出しの対象事業は、次の各号に掲げる事業とする。

(1) 箱根ジオパークのPRに関する事業

(2) 前号以外の県、市町村等が行う各種イベント、行事等において、着ぐるみが広く見学者の目に触れることにより、箱根ジオパークのPR効果が期待できる事業

3 貸し出しの対象者は、各種団体及び企業とし、原則として個人への貸し出しは行わない。

4 貸し出しの対象とする団体は、法人格の有無、公的機関、民間団体等の形態は問わないものとする。ただし、第2項に規定する貸し出しの対象事業を確実に実行できる規模及び体制を有する団体とする。

5 前各項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの貸し出しは行わない。

(1) 世界ジオパークネットワークが定めるガイドライン及び箱根ジオパークの理念に反し、又は反するおそれがある場合

(2) 協議会の信用又は品位を害し、又は害するおそれがある場合

(3) 自己の商標又は意匠とするなど独占的に使用し、又は使用するおそれがある場合

(4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合

(5) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがある場合

(6) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのある場合

(7) 着ぐるみを営利目的で使用するおそれのある場合

(8) 前各号に掲げるもののほか、協議会会長（以下「会長」という。）が着ぐるみの使用について、著しく不相当と認めた場合

(使用申請等)

第3条 着ぐるみを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、「はこじ郎」着ぐる

るみ使用承認申請書（別紙様式第1号）（以下「使用承認申請書」という。）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、使用を希望する日が属する月の3箇月前の月の1日から使用を希望する期間の初日の10日前までの間に行わなければならない。

（使用承認等）

第4条 会長は、前条第2項の規定により使用承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、使用を承認するときは、「はこじ郎」着ぐるみ使用承認（不承認）通知書（別紙様式第2号）（以下「使用承認（不承認）通知書」という。）により申請者に通知するものとする。この場合において、会長は、使用条件を付することができる。

- 2 会長は、前項の規定による審査の結果、使用を承認しないときは、使用承認（不承認）通知書により申請者に通知するものとする。
- 3 同一時期に使用希望が重複した場合は、先着順とする。但し、当事者間で調整の結果、両者の合意が得られた場合はこの限りではない。

（使用承認の期間）

第5条 使用の承認期間は、原則として、貸出日及び返却日を含め10日以内とする。

（使用に対する対価）

第6条 着ぐるみの使用に対する対価は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第7条 着ぐるみの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の承認を受けた内容にのみ使用し、会長が付した使用条件に従うこと。
- (2) 使用の承認を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 貸出しに伴う搬出及び搬入は、直接使用者が行うこと。
- (4) 「はこじ郎」着ぐるみ使用マニュアルに基づき、正しく使用すること。
- (5) 着ぐるみの改変等はしないこと。
- (6) キャラクター等のイメージを損なう使用をしないこと。
- (7) 使用者は、イベント等で着ぐるみを使用した“写真及びコメント”等を「みんな de 投稿ジオ情報！」※へ投稿すること。投稿された記事は「はこじ郎日記」として、掲載されるので、はこじ郎の視点からのコメントも投稿すること。（※別紙参照）
- (8) 使用者は、着ぐるみを破損、汚損等した場合は、直ちに協議会に報告するとともに、協議会の指示するところにより、使用者の責任と負担において、修理、クリーニング等を行うこと。

(使用承認の取消し)

第8条 会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用の承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
- (2) 申請に虚偽又は不正があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が不相当と認めるとき。

2 会長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に「はこじ郎」着ぐるみ使用承認取消書（別紙様式第3号）（以下「使用承認取消書」という。）により通知するものとする。

3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者は、使用承認取消書の通知があった日以後、着ぐるみを使用してはならない。

(責任の制限)

第9条 前条の規定により着ぐるみの使用承認を取り消した場合において、使用者に損害が生じても、協議会はその責めを負わない。

2 着ぐるみの使用によって使用者が被害を受けた場合又は使用者が第三者に対して損害若しくは損失を与えた場合でも、協議会は、損害賠償、損害補償その他の法律上一切の責任を負わない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月から施行する。

投稿情報フォーム「みんな de 投稿ジオ情報！」の利用方法

会員の皆様のジオパークにつながるイベントやツアーの情報を募集して、推進協議会のホームページに掲載しています。（例：企画ツアーの開催、写真コンクールのお知らせ、PRイベントの開催 等々）

簡単に投稿できますので、皆様のPR等に是非ご活用ください！！

投稿の方法は次のとおりです。



①まずは、ホームページのここをクリック！！



②必要な情報を入力して、「確認画面へ」をクリック

掲載画面例

最新ニュース

2014年08月27日
明神ヶ岳の山頂周辺を整備しました！

明神ヶ岳の山頂周辺を整備しました。明神ヶ岳山頂周辺は、登山者の踏圧などによる裸地化がおこり、植物が育ちにくい荒れた環境になっていました。

裸地の荒れを治せ、植物が生育しやすい環境を取り戻すため、自然石やササ、ヤシメ類などの自然素材を使用して、「踏み固めのためくみひき」や、「踏物による土壌の荒れを治す排水工」、「踏物の回復を促す緑化ネット工」などを整備しました。また、登山者が寝て休憩できる置き石や頂上を示す標柱も併せて整備しました。

今後も整備省が、種樹可及びボランティアの協力を得て、整備した場所の管理や健全回復を行っていく予定です。

もっと知りたい！という方は富士箱根伊豆国立公園ホームページ【お知らせ】明神ヶ岳山頂周辺歩道整備についてこちらをご覧ください。
<http://www.enrv.go.jp/park/fuji/hakone/topics/140709a.html>

↑ホームページのトップ画面
 詳細情報掲載画面→

施工前

③確認が完了したら投稿してください！例のとおり情報が掲載されます。